

(公社) 非営利法人研究学会 スタディ・グループ運営規程

制定 令和2年9月25日

(目的)

第1条 公益社団法人非営利法人研究学会は、その設立趣旨に則り、非営利法人に関する諸問題を研究するために、特定の研究課題につき共同で研究に従事するグループ（以下、スタディ・グループとよぶ）を設置することができる。

(事業)

第2条 スタディ・グループは、次の事業を行う。

- 一 研究会、学術交流会等の開催
- 二 論文集その他の刊行物の発行
- 三 その他

(構成)

第3条 スタディ・グループは、三名以上の会員をもって構成する。ただし、その研究課題の性質等を考慮して、常任理事会の承認を得て、会員以外の者を研究協力者とすることができる。

(申請と審査)

第4条 スタディ・グループを組織することを希望する会員は、毎年4月末までに次の事項を明記した申請書を会長に提出しなければならない。

- 一 研究課題とその説明
 - 二 グループの代表者（座長）及び幹事（設置する場合に限る）、委員の氏名並びにその所属大学または所属研究機関等の名称
- 2 常任理事会は申請書を審査し、その結果を理事会の審議に諮り、承認を経なければならない。理事会は、承認した結果を、グループの座長に通知するとともに、会員総会で発表しなければならない。

(研究期間)

第5条 スタディ・グループの研究期間は、原則として2年とする。ただし、必要がある場合には、理事会の承認を経て、さらに一ヶ年を限度として研究期間を延長することができる。

(研究報告等)

第6条 スタディ・グループは、その研究成果を毎年度、全国大会において報告しなければならない。

2 スタディ・グループの最終の研究成果は、ワーキングペーパー等として公表しなければならない。

(経費)

第7条 スタディ・グループに必要な経費は理事会において定めるスタディ・グループ助成費を充てることとする。

2 本助成費を交付するスタディ・グループの数は、理事会が決定する。

3 理事会は、スタディ・グループの事業が実施されていない場合や、研究成果の報告が行われなかった場合には、支給した助成費の返還を求めることができる。

(規程の変更)

第8条 本規程を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。

附 則

本規程は、令和2年9月25日より実施する。